

自然災害・気象情報に関わる対応

⑨暴風警報発表時における児童の登下校について

警報発表時の児童の登下校について、下記のように扱う。

1 登校する前に、「警報」が発表された場合

(1) 豊橋市に「暴風・暴風雪警報」が発表された場合

- ア 午前6時まで解除されたときは、平常通り授業を行う。
- イ 午前6時を過ぎても解除されないときは、当日は授業を行わない。

例 5:59に解除されたとき・・・平常通り授業 6:00に解除されたとき・・・平常通り授業 6:01に解除されたとき・・・休業日
--

(2) 豊橋市に「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」が発表された場合

- ア 原則として平常通り授業を行う。
- イ 状況に応じて授業の有無、授業開始時刻を決定する。
- ウ 必要に応じて、中学校区内の小中学校と連携をとる。

2 登校後に「警報」が発表された場合

- (1) 発表時の気象状況により判断し、授業を中止して全校児童を速やかに集団下校させる。
- (2) 帰宅しても家に誰もいない場合や、カギがなくて家に入れない場合、学校から家までの距離が遠くて下校が危険だと判断される児童の場合は、お迎えがあるまで、学校で待機することは可能。
(「警報」が出た場合は「帰宅」が原則なので、この場合、速やかにお迎えをお願いします。)

基本的には、4月に調査した「緊急下校カード」の方法で下校または待機させる。4月以降、状況が変わった場合は、「緊急下校カード」の内容を確認の上、変更が生じた場合は速やかに連絡帳で担任に申し出る。
--

3 その他

- (1) 児童が登校してから、危険な気象状況になった場合、「警報」が出なくても校長判断で緊急下校させる場合もある。
- (2) 保護者に携帯のメール配信への登録を促す。
- (3) 保護者にも、児童の安全第一を考え、常に気象状況を確認するように促す。